

卒業（修了）の認定に当たっての基準

（卒業の認定）

- ・ 医学部医学科においては、第5条第1項第1号に定めた修業年限以上在学し、全ての授業科目修了が認定され、総合試験に合格した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。
- ・ 医療健康科学部看護学科においては、第5条第1項第2号に定めた修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修の上、所定の単位数を修得した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

（卒業証書及び学位の授与）

- ・ 卒業の認定を受けた者は、教授会の審議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。
 - （1） 医学部医学科 医学
 - （2） 医療健康科学部看護学科 看護学
- ・ 本学において授与する卒業証書・学位記の様式は、別記様式1及び別記様式2のとおりとする。